

平成20年度第2回北海道入札監視委員会からの指摘事項に対する対応方策

項目	入札監視委員会指摘事項	左の指摘事項に対する対応方策（改善案）
<p>特定JVの活用 (注1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象工事等の具体的基準等について、全庁統一的な指針を策定し厳格な運用に努めること。 建設工事共同企業体運用基準に規定する入札参加資格を遵守し、地域要件等の資格要件は設定しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定JVは、今後、予定価格が3億円以上の大規模工事に限定して活用する。 今後、「建設工事共同企業体運用基準」に規定する地域要件を超える資格要件は設定しない。 上記を含め「建設工事共同企業体運用基準」の遵守について、全庁に文書で周知し、その徹底を図る。 なお、対象工事等に関する具体的基準については、他府県の取扱いなども調査の上、そのあり方を検討する。
<p>単体企業との混合入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同企業体を活用する工事入札において、単体企業との混合入札を原則とするよう必要な規定等の整備を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定JVを活用する工事は、原則混合入札とすることとし、その旨、上記の文書により全庁に周知する。
<p>JVの結成回数 (登録のあり方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同企業体の結成は、資格の種類ごとに各発注機関1回に限定すること。 「一の企業が共同企業体と単体企業との同時登録することを認めない」とする国の適正化方針に則した取扱いについて引き続き検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 経常JVの結成回数については、資格の種類ごとに各発注機関1回限りとし、「経常建設共同企業体の結成回数について（平成13年3月30日建情第2371号）」等の別段の定めは、平成20年度末をもって全て廃止する。 なお、単体企業との同時登録については、議会議論も踏まえ、中小建設業者の受注機会の確保及び経営力や施工力の強化などの観点から、昨年8月に策定した「入札契約制度の適正化に係る取組方針」において認めてきている経緯にあり、道としては当面、単体と経常JVとの同時登録は継続する必要があると考えているが、指摘を踏まえ引き続き検討する。
<p>入札手続きの透明化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入札契約手続きにかかるマニュアル等を策定し、意思決定の過程や作成資料等について、全庁統一的な取扱いとすること。 指名選考委員会等の入札契約手続に関する各種の委員会を支庁内で一本化すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札契約に係る意思決定の過程が明らかになるよう、競争入札及び随意契約について起案決定するときに、入札参加資格を定める理由や、指名選考の理由、随意契約を適用する理由等を明確にすること及び当該理由を記載する様式等の統一を図ることを目的とした共通的な取扱いをできるだけ早い時期に定めるよう検討する。 現在、支庁制度改革や事務事業の見直しに伴う組織の改編が検討されていることから、指名選考委員会等のあり方等については、これらの状況も見ながら、検討を進める。

項 目	入札監視委員会指摘事項	左の指摘事項に対する対応方策（改善案）
(入札手続きの透明化)		<p>なお、それまでの間、支庁や土現間における指名選考委員会委員の相互参入実施の可能性について、関係部と協議し、今年度末までに結論を出す。</p>
地域要件の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工事においては、より適正な競争を確保するため、現状「支庁管内」「土木現業所管内」としている入札参加資格は「隣接支庁管内」「隣接土木現業所管内」等に緩和すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「制限付一般競争入札実施要領の運用（平成19年9月6日建情第628号）」要領4関係の3（地域要件の設定に関する運用）の対象工事を、平成21年度から、予定価格が5億円未満の工事から3億円未満の工事とすることとし、特定JVの地域要件との整合性を図る。
指名停止業者の入札参加	<ul style="list-style-type: none"> ・「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」等の具体的な見直し案について、次回委員会において説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領」第5に規定するただし書きの運用については、現在、「第5の規定から一般競争入札に関する記述を削除する」か、「一般競争入札に適用する際の運用事例を限定列挙する」かのいずれかの方法で要領を見直すこととして検討を進めており、年度内に結論を出す予定としている。
指名停止期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・「資格者について情状酌量すべき特別の事由」の解釈を含め、今回の委員会の議論を踏まえて対応策を検討し、次回委員会において説明すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止期間の短縮については、個々の資格者の背景に共通してある当時の社会経済状況を総合的に判断し、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の運用」第2関係第1項3の規定を適用したところであるが、その後の状況変化や本委員会の指摘も踏まえ、今後新たな事案が発生した場合には、この度のような短縮措置の適用は行わないこととした。（競争入札参加者審査委員会決定（平成20年12月1日）） ・なお、「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の運用」第2関係第1項3について、現在、「本規定を削除する」か、「情状酌量すべき特別の事由を限定列挙する」かのいずれかの方法で運用を見直すこととして検討を進めており、年度内に結論を出す予定としている。

注1）特定JV：特定建設工事共同企業体（技術的難易度が高い工事や大規模工事において、技術力の結集やリスク分散を図るため共同企業体を結成するもの）

経常JV：経常建設工事共同企業体（継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成するもの）